

○さいたま市動物の愛護及び管理に関する条例施行規則

平成18年10月31日

規則第149号

改正 平成26年3月27日規則第61号

平成26年9月30日規則第151号

平成31年3月29日規則第43号

令和2年3月23日規則第27号

(趣旨)

第1条 この規則は、さいたま市動物の愛護及び管理に関する条例（平成18年さいたま市条例第46号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(犬の係留の除外)

第2条 条例第8条第1号エに規定する規則で定める場合は、展覧会、競技会、曲芸その他これらに類する催物に出品し、出場させ、又は使用する場合とする。

(多数の動物の飼養に係る届出)

第3条 条例第9条の2第1項の規則で定める動物は、次に掲げるものとする。

(1) 犬（生後90日以内のもの又は化製場等に関する法律（昭和23年法律第140号）第9条第1項の規定による犬の飼養に係る許可を受けた者が飼養するものを除く。）

(2) 猫（生後90日以内のものを除く。）

2 条例第9条の2第1項の規則で定める数は、10とする。

3 条例第9条の2第1項ただし書の規則で定める者は、獣医療法（平成4年法律第46号）第3条の規定による診療施設の開設の届出をした者とする。

4 条例第9条の2第1項第5号の規則で定める事項は、次に掲げるものとする。

(1) 飼養する対象動物の排泄物の処理等衛生管理に関する事項

(2) 飼養する対象動物の性別

(3) 飼養する対象動物の不妊又は去勢の処置の実施状況

(4) 狂犬病予防法（昭和25年法律第247号）第4条第1項に規定する登録及び同法第5条第1項に規定する予防注射の実施状況

(5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

5 条例第9条の2第1項の規定による届出は、多数の動物の飼養届出書（様式第1号）によるものとする。

6 条例第9条の2第2項の規定による届出は、多数の動物の飼養変更届出書（様式第2号）

によるものとする。

7 条例第9条の2第3項の規定による届出は、多数の動物の飼養廃止届出書(様式第3号)によるものとする。

(追加〔平成26年規則151号〕)

(公示の方法)

第4条 条例第11条第1項の規定による公示は、さいたま市公告式条例(平成13年さいたま市条例第3号)第2条第2項に規定する掲示場に掲示することにより行うほか、市長が適当と認める方法により行うものとする。

(一部改正〔平成26年規則151号〕)

(犬、猫等の譲渡)

第5条 条例第12条第1項に規定する規則で定める条件は、次に掲げるものとする。

- (1) 動物の愛護及び管理に関する法律(昭和48年法律第105号)第7条及び家庭動物等の飼養及び保管に関する基準(平成14年環境省告示第37号)並びに条例第6条から第9条までの規定に基づき、動物を適正に飼養できること。
- (2) 狂犬病予防法若しくは同法に基づく処分、動物の愛護及び管理に関する法律若しくは同法に基づく処分又は条例若しくは条例に基づく処分に違反し刑に処せられたことのある者にあつては、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して2年を経過している者であること。
- (3) 犬の譲渡にあつては、狂犬病予防法第4条第1項及び第2項の規定による登録及び同法第5条第1項に規定する狂犬病の予防注射を受けさせること。
- (4) 市長が実施する譲渡講習会に参加すること。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める条件に適合すること。

(一部改正〔平成26年規則61号・151号〕)

(マイクロチップ)

第6条 条例第13条第2項に規定する規則で定めるマイクロチップは、国際標準化機構が定めた規格第11784号及び第11785号に適合するものとする。

2 条例第13条第2項の規定によりマイクロチップを装着する場合には、譲渡希望者は、その登録に係る手続を行い、及び当該登録に係る費用を負担するものとする。

(一部改正〔平成26年規則151号〕)

(放し飼い犬等の掃討の方法等)

第7条 条例第14条第1項の規定による放し飼い犬等の掃討(以下「掃討」という。)は、

区域、期間及び時間を限って、道路、空地、広場、堤防その他の適当な場所に、薬物入りの餌を置くことにより行うものとする。

- 2 薬物入りの餌を置く場合には、薬物入りの餌を置く場所ごとに、それが薬物入りの餌である旨を注意書により表示するものとする。
- 3 掃討に係わる職員は、薬物入りの餌が置かれた場所を巡視し、掃討の時間が経過する前に薬物入りの餌を回収するものとする。
- 4 条例第14条第1項の規定による周知の方法は、掃討を行う区域、期間、時間及び薬物の種類並びに餌の形状につき、次に掲げる措置を講じることにより行うものとする。
 - (1) 掃討を行う区域及びその付近に居住する狂犬病予防法第4条第1項及び第2項の規定による登録を受けた犬の所有者に対し、文書で通知すること。
 - (2) 掃討を行う区域及びその付近で公衆の見やすい場所に掲示すること。
 - (3) 掃討を行う区域及びその付近の市民に対し、広報車等により知らせること。
- 5 前項第1号の規定による通知は掃討開始の日の3日前までに、同項第2号の規定による掲示は掃討開始の日の3日前から掃討終了の日まで、同項第3号の規定による措置は掃討開始の日の3日前から掃討開始の日までの期間の適切な日に行うものとする。

(一部改正〔平成26年規則61号・151号・31年43号〕)

(動物愛護推進員)

第8条 条例第23条第1項の動物愛護推進員は、同条第2項に規定する活動を行うに際し、身分を明らかにするため、さいたま市動物愛護推進員証(様式第4号)を所持しなければならない。

- 2 条例第23条第2項に規定する規則で定める活動は、次に掲げるとおりとする。
 - (1) 条例第12条第1項に規定する譲渡希望者について、同項に規定する条件に関する調査及び譲渡後の飼養状況に関する調査を行うこと。
 - (2) 動物の愛護及び管理に関する法律第39条に規定する協議会において決定した活動を行うこと。
 - (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める動物愛護事業を行うこと。

(一部改正〔平成26年規則151号・令和2年27号〕)

(手数料)

第9条 条例第24条第4項の規定により手数料を減額し、又は免除する場合及びその割合は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 国又は地方公共団体が条例別表第1項から第5項までの規定に規定する申請等を行

う場合 100分の100

(2) 前号に掲げるもののほか、市長が必要があると認める場合 市長が相当と認める割合

2 条例別表第8項から第10項までの規定に規定する規則で定める額は、次に掲げるとおりとする。

(1) 条例別表第8項に規定する狂犬病の予防注射 1頭につき 2,880円

(2) 条例別表第9項に規定するマイクロチップの装着 1頭、1匹又は1羽につき
5,230円

(3) 条例別表第10項の去勢又は不妊の手術

ア 犬の雄の場合 1頭につき 20,950円

イ 犬の雌の場合 1頭につき 31,420円

ウ 猫の雄の場合 1匹につき 15,710円

エ 猫の雌の場合 1匹につき 26,190円

オ 犬及び猫以外の動物の雄の場合 1頭、1匹又は1羽につき 15,710円

カ 犬及び猫以外の動物の雌の場合 1頭、1匹又は1羽につき 26,190円

(一部改正〔平成26年規則61号・151号・31年43号・令和2年27号〕)

(様式)

第10条 条例の規定に基づく次の各号に掲げる標識等は、当該各号に定める様式とする。

(1) 犬を飼養していることを明らかにするための標識 犬標識(様式第5号)

(2) 立入検査等をする職員の身分を示す証明書 身分証明書(様式第6号)

(3) 動物の返還の申出 動物返還申請書(様式第7号)

(4) 動物の譲渡の申出 動物譲渡申請書(様式第8号)

(5) 犬の咬傷^{こう}事故の届出 犬の事故届出書(様式第9号)

(6) 特定動物による事故の届出 特定動物の事故届出書(様式第10号)

(一部改正〔平成26年規則151号・令和2年27号〕)

(その他)

第11条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

(一部改正〔平成26年規則151号・令和2年27号〕)

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成18年11月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の日の前日までに表示された埼玉県動物の愛護及び管理に関する条例施行規則（平成10年埼玉県規則第82号）様式第1号に規定する犬の飼い主の表示は、第10条第1号の犬標識とみなす。
- 3 前項に定めるもののほか、この規則の施行の日の前日までに埼玉県動物の愛護及び管理に関する条例施行規則の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この規則の相当規定によりなされた処分、手続その他の行為とみなす。

附 則（平成26年3月27日規則第61号）

(施行期日)

- 1 この規則は、平成26年4月1日から施行する。ただし、第4条及び第6条並びに第9条第2項（「ねこ」を「猫」に改める部分に限る。）の改正は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則による改正後のさいたま市動物の愛護及び管理に関する条例施行規則第9条第2項の規定は、この規則の施行の日以後の申請に係る手数料について適用し、同日前の申請に係る手数料については、なお従前の例による。

附 則（平成26年9月30日規則第151号）

この規則は、平成26年10月1日から施行する。

附 則（平成31年3月29日規則第43号）

(施行期日)

- 1 この規則は、平成31年10月1日から施行する。ただし、第7条、様式第8号及び様式第10号の改正は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則による改正後のさいたま市動物の愛護及び管理に関する条例施行規則第10条第2項の規定は、この規則の施行の日以後に行われる手数料を徴収する事務について適用し、同日前に行われた手数料を徴収する事務については、なお従前の例による。

附 則（令和2年3月23日規則第27号）

この規則は、令和2年6月1日から施行する。

様式第 1 号 (第 3 条関係)

多数の動物の飼養届出書

年 月 日

(宛先) さいたま市長

(届出者)

住 所

氏 名

電話番号

〔法人にあつては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名〕

さいたま市動物の愛護及び管理に関する条例第 9 条の 2 第 1 項の規定により、次のとおり届け出ます。

飼養施設等の所在地	<input type="checkbox"/> 届出者の住所と同じ <input type="checkbox"/> 届出者住所以外の場所 ()			
動物の種類及び数	犬 頭 雄 頭 (去勢 頭) 雌 頭 (不妊 頭)			
	犬の登録	済 (頭) 未登録 (頭)	狂犬病 予防接種	済 (頭) 未接種 (頭)
	猫 頭 雄 頭 (去勢 頭) 雌 頭 (不妊 頭)			
飼養施設等の構造	飼養場所	<input type="checkbox"/> 屋内 <input type="checkbox"/> 屋外 <input type="checkbox"/> 屋内外		
	給排水設備	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無		
	洗浄設備	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無		
	換気設備	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無		
排泄物の処理等 衛生管理方法	清掃頻度	<input type="checkbox"/> 1日 () 回 <input type="checkbox"/> () 日に 1 回		
	排泄物の 処理方法	(具体的に)		

注

様式第2号（第3条関係）

多数の動物の飼養変更届出書

年 月 日

（宛先）さいたま市長

（届出者）

住 所

氏 名

電話番号

〔法人にあつては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名〕

さいたま市動物の愛護及び管理に関する条例第9条の2第2項の規定により、次のとおり届け出ます。

飼養施設等の所在地	<input type="checkbox"/> 届出者の住所と同じ <input type="checkbox"/> 届出者住所以外の場所 ()
変更事項	<input type="checkbox"/> 氏名又は名称 <input type="checkbox"/> 住所 <input type="checkbox"/> 法人代表者氏名 <input type="checkbox"/> 飼養施設等所在地 <input type="checkbox"/> 動物の種類・数 <input type="checkbox"/> その他 ()
変更前	
変更後	
変更の理由	

注

様式第3号（第3条関係）

多数の動物の飼養廃止届出書

年 月 日

（宛先）さいたま市長

（届出者）

住 所

氏 名

電話番号

〔法人にあつては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名〕

さいたま市動物の愛護及び管理に関する条例第9条の2第3項の規定により、次のとおり届け出ます。

飼養施設等の所在地	<input type="checkbox"/> 届出者の住所と同じ <input type="checkbox"/> 届出者住所以外の場所 ()
廃止の理由	<input type="checkbox"/> 飼養頭数の減少 現在の飼養頭数 犬 ____頭、猫 ____頭、合計 ____頭 <input type="checkbox"/> 飼養施設の廃止 <input type="checkbox"/> さいたま市からの転出 <input type="checkbox"/> その他 ()
事実の生じた年月日	年 月 日

注

様式第4号(第8条関係)

(表面)

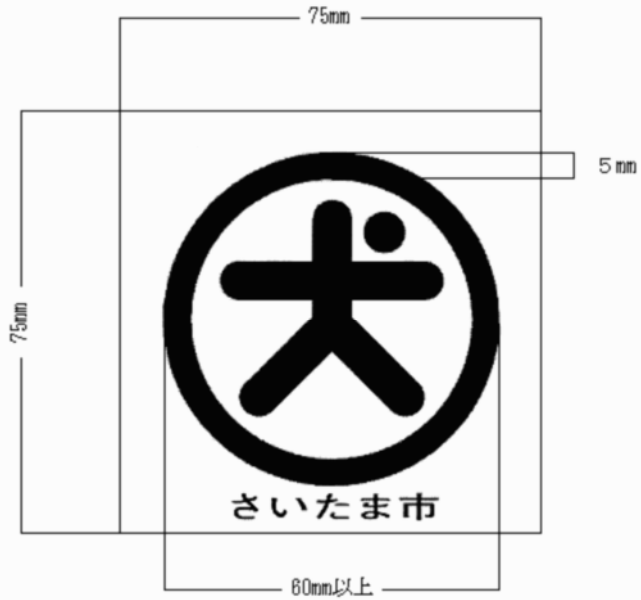
		第		号	
さいたま市動物愛護推進員証					
(写 真)	氏 名				
	生年月日				
	任 期	年 月 日から	年 月 日まで		
上記の者は、さいたま市動物の愛護及び管理に関する条例第23条の規定により委嘱された動物愛護推進員であることを証明する。					
年 月 日				さいたま市長 印	

(裏面)

さいたま市動物の愛護及び管理に関する条例(抜粋)	
(動物愛護推進員)	
第23条 市長は、法第38条第1項の規定により動物愛護推進員を委嘱することができる。	
2 前項の動物愛護推進員は、法第38条第2項に規定する活動のほか、規則で定める活動を行うものとする。	
動物の愛護及び管理に関する法律(抜粋)	
(動物愛護推進員)	
第38条 都道府県知事等は、地域における犬、猫等の動物の愛護の推進に熱意と識見を有する者のうちから、動物愛護推進員を委嘱することができる。	
2 動物愛護推進員は、次に掲げる活動を行う。	
(1) 犬、猫等の動物の愛護と適正な飼養の重要性について住民の理解を深めること。	
(2) 住民に対し、その求めに応じて、犬、猫等の動物がみだりに繁殖することを防止するための生殖を不能にする手術その他の措置に関する必要な助言をすること。	
(3) 犬、猫等の動物の所有者等に対し、その求めに応じて、これらの動物に適正な飼養を受ける機会を与えるために譲渡のあつせんその他の必要な支援をすること。	
(4) 犬、猫等の動物の愛護と適正な飼養の推進のために国又は都道府県等が行う施策に必要な協力をすること。	
(5) 災害時において、国又は都道府県等が行う犬、猫等の動物の避難、保護等に関する施策に必要な協力をすること。	

様式第5号(第10条関係)

犬標識



- ①地色は白、及び周囲の色は赤とする。
- ②材質は、耐久性のあるものとする。

様式第6号(第10条関係)

(表面)

身 分 証 明 書		第 号
(写真)	所 属 職・氏名	
上記の者は、さいたま市動物の愛護及び管理に関する条例第10条及び第19条に規定する職員であることを証明する。		
年 月 日	さいたま市長	印

(裏面)

さいたま市動物の愛護及び管理に関する条例(抜粋)

(野犬等の収容等)

(放し飼い犬等の収容)

第10条 市長は、第8条第1号の規定に違反して係留等されていない犬又は飼い主のいない犬(以下「放し飼い犬等」という。)があると認めるときは、その職員に、これを収容させることができる。

2 前項の職員は、収容しようとする放し飼い犬等がその飼い主又はその他の者の土地、建物等に入った場合において、これを収容するためやむを得ないと認めるときは、合理的に必要と判断される限度において、その土地、建物等(人の住居を除く。)に立ち入ることができる。ただし、その占有者又はこれに代わるべき者が正当な理由により拒んだときは、この限りでない。

3 第1項の規定による収容又は前項の規定による立入りをする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。

(立入検査等)

第19条 市長は、この条例の施行に必要な限度において、飼い主その他の関係人から必要な報告を求め、又はその職員に、施設、施設のある土地若しくは建物その他関係のある場所に立ち入り、動物の飼養に関し、施設その他の物件を検査させ、若しくは飼い主その他の関係人に質問させることができる。

2 前項の規定により立入検査又は質問をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。

3 第1項の規定による立入検査及び質問の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

様式第7号(第10条関係)

動物返還申請書

年 月 日

(宛先)さいたま市長

(申請者)

住 所

氏 名



電話番号

〔法人にあつては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名〕

次の動物について、年 月 日から 年 月 日までの 日間の保管に要した費用及び返還に要する費用を添えて返還を申請いたします。

1 返還動物

動物の種類	犬・猫・その他()		
品 種	・雑種	生年月日又は年齢	
毛 色		性 別	雄・雌 大・中・小
呼 び 名		体 格	
鑑 札 番 号	第 年度— 号	狂犬病の予防注射	済・未

2 センターにおける措置

(1) 犬の登録	別紙にて登録申請	鑑札番号 年度—S— 第 号
(2) 狂犬病の予防注射	希望する 希望しない	注射済票番号 年度 第 号

センター記入欄

返還に至った経緯

1	所有者明示	名札、鑑札、注射済票、マイクロチップ、入れ墨 その他()
2	公示	
3	所有者からの届出(問合せ)	

様式第8号(第10条関係)

動物譲渡申請書

年 月 日

(宛先)さいたま市長

(申請者)

住 所

氏 名

㊟

電話番号

〔法人にあつては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名〕

さいたま市動物の愛護及び管理に関する条例第12条第2項の規定により、次のとおり譲渡を申請します。

1 譲渡対象動物

動物の種類	犬・猫・その他()	成 仔 の 別	成・仔
品 種	・雑種	年 齢 (推 定)	
毛 色		性 別	雄・雌
体 格	大・中・小	そ の 他 の 特 徴	
備 考			

2 センターにおける措置

(1) 犬の登録	別紙にて申請	鑑札番号 年度—S— 第 号
(2) 狂犬病の予防注射	希望する 希望しない	注射済票番号 年度 第 号
(3) マイクロチップの装着	希望する 希望しない	
(4) 去勢又は不妊手術	希望する 希望しない	

様式第9号(第10条関係)

犬の事故届出書

年 月 日

(宛先)さいたま市長

(届出者)

住 所

氏 名

㊟

電話番号

〔法人にあつては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名〕

次のとおり、犬による事故が発生したので、さいたま市動物の愛護及び管理に関する条例第16条第1項の規定により届け出ます。

事故に係る犬	品 種	・雑種	生年月日 又は年齢		毛 色	
	呼 び 名		体 格	大・中・小	性 別	雄・雌
	鑑 札 番 号	年度 — — 号 第 号	最終予防注 射年月日	年 月 日	注射済票 番 号	年度 第 号
	飼 養 管 理 場 所					
事故 の 状 況	発 生 日 時	年 月 日 午前・午後 時 分				
	発 生 場 所	さいたま市 区 (犬舎等の周辺 ・ 公共の場所 ・ その他())				
	事 故 内 容	咬傷・その他()				
	事 故 時 の 管 理 状 態	犬舎等に係留中 ・ 係留して運動中 ・ ケージに抑留中 ・ 敷地に放し飼い ・ 野外に放し飼い ・ 訓練中 ・ その他()				
	事 故 原 因	犬に手をだした ・ 係留しようとした ・ 配達訪問等の際 ・ 通行中 ・ 遊戯中 ・ その他()				
	過 去 に お け る 事 故	有 [咬傷・その他()]・無				
被 害 者	住 所	電話				
	氏 名	年 月 日生(歳)				
事 故 発 生 後 の 措 置	捕獲 ・ 引取り ・ 飼養継続 ・ 逸走 ・ その他()					

(センター記入欄)

狂 犬 病 の 鑑 定 結 果	月 日	印	月 日	印	月 日	印

様式第10号(第10条関係)

特 定 動 物 の 事 故 届 出 書

年 月 日

(宛先)さいたま市長

(届出者)

住 所

氏 名

㊟

電話番号

〔法人にあつては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名〕

次のとおり、特定動物による事故が発生したので、さいたま市動物の愛護及び管理に関する条例第18条の規定により届け出ます。

事故に係る 特 定 動 物	飼養許可番号	
	種 類	
	識別措置の種類	マイクロチップ(No.) その他()
	施設の所在地	
主な取扱者	住 所	
	氏 名	
事故の状況	発生日時	年 月 日 午前・午後 時 分
	発生場所	
	事故内容	
	事故原因	
	過去における 事 故	有() ・ 無
被 害 者	住 所	電話
	氏 名	年 月 日生(歳)
事故発生後 の 措 置		

様式第1号（第3条関係）

（追加〔平成26年規則151号〕）

様式第2号（第3条関係）

（追加〔平成26年規則151号〕）

様式第3号（第3条関係）

（追加〔平成26年規則151号〕）

様式第4号（第8条関係）

（一部改正〔平成26年規則61号・151号・令和2年27号〕）

様式第5号（第10条関係）

（一部改正〔平成26年規則151号・令和2年27号〕）

様式第6号（第10条関係）

（一部改正〔平成26年規則151号・令和2年27号〕）

様式第7号（第10条関係）

（一部改正〔平成26年規則61号・151号・31年43号・令和2年27号〕）

様式第8号（第10条関係）

（一部改正〔平成26年規則61号・151号・令和2年27号〕）

様式第9号（第10条関係）

（一部改正〔平成26年規則61号・151号・31年43号・令和2年27号〕）

様式第10号（第10条関係）

（一部改正〔平成26年規則61号・151号・令和2年27号〕）